

高齢者支援課／認知症・
虐待防止対策推進室資料

介護関連施設の整備について

平成21年度第一次補正予算に計上した介護基盤の緊急整備については、介護施設、地域介護拠点の緊急整備を推進するため、下記の事業を実施することとしたものであり、平成23年度までの3年間において、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等を合計16万人分整備することを目標としている。

この緊急整備については、各都道府県に造成した基金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)を原資として補助を実施する基金事業と、都道府県による広域型施設に対する補助事業により実施するものであり、基金による事業等を効果的に実施することにより、介護基盤整備の早期実施に取り組みたい。

介護基盤整備の早期実施

介護基盤緊急整備等臨時特例基金による整備事業

第4期計画期間中に各都道府県において実施する地域密着型サービス等の整備に必要となる金額について、確実な財源として確保したものであることから、第4期計画期間全体についての見通しを持った計画を立てることにより、地域密着型サービスの基盤整備を推進すること。

都道府県からの補助による広域型特養等の整備事業

都道府県等が実施する広域型特養等に対する補助に対しては、介護基盤の緊急整備に併せ地方財政措置の拡充が行われ、平成22年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われることから、地域のニーズに即した施設整備の早期実施を図られたい。

施設開設準備等特別対策事業

- ・円滑な開所に資する施設開設準備経費に対する補助
- ・用地確保に資する定期借地権一時金に対する補助

の活用等により、介護基盤整備の早期実施を図られたいこと。

※(独)福祉医療機構による融資の拡充

- ・施設整備等に対する融資

貸付条件:融資率 90%

貸付利率:財投マイナス0.5%

地域介護・福祉空間整備等交付金について

平成22年度においては、従来実施していた小規模特別養護老人ホーム等の整備については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」において補助が行われることとなるため、本交付金においては、以下の事業について積極的に取り組まれない。

平成22年度新規

低所得高齢者の居住対策：都市型ケアハウス

単身の低所得高齢者が増大している中、要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型ケアハウスを創設するもの。

平成22年度新規

施設内保育施設整備事業

介護関連施設で働く職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等を図るもの。

平成21年度以前からの事業

小規模福祉施設のスプリンクラー整備事業(平成21年度～)

消防法施行令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設置が義務付けられた小規模の福祉施設におけるスプリンクラー設置を支援するもの。交付金の活用により早急なスプリンクラー設置を図り、入居者の安全確保の徹底を図りたい。

介護療養病床転換に係る整備事業(平成18年度～)

平成23年度末までに介護療養病床の転換を計画的に進めていくもの。交付金を活用の上、転換整備を計画的に進めていくことが重要。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

単位:万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

○ 養護老人ホーム、軽費老人ホームの施設数、定員数、入所者数の推移

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
養護老人ホーム	施設数	962	964	962	958	964
	定員	67,181	66,837	66,667	66,375	66,239
	入所者数	63,913	63,287	62,563	62,406	62,075
	入所率	95.1%	94.6%	93.8%	94.0%	93.7%
軽費老人ホーム ※A、B型含む	施設数	1,928	1,966	2,016	2,059	2,095
	定員	80,951	82,594	84,325	86,367	88,059
	入所者数	75,679	77,473	79,595	81,218	83,098
	入所率	93.5%	93.8%	94.4%	94.0%	94.4%

(出典：平成20社会福祉施設等調査（厚生労働省）。各年10月1日現在)

参考 1 養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4）

○ 目的

- ・ 養護老人ホームは、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を入所させ、この者の社会復帰の促進や自立した日常生活を送ることができるよう必要な指導及び訓練等を行う措置施設

[老人福祉法第 20 条の 4]

養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

・ 措置の理由

- * 環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- * 経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割をかされていない場合等

○ 設置主体

- ・ 地方公共団体又は社会福祉法人

○ 実施主体

- ・ 市町村

○ 利用対象者

- ・ 市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定

○ 介護保険との関係

- ・ 平成 18 年 4 月の介護保険法及び老人福祉法等の改正により、養護老人ホームの入所者が、介護保険の居宅サービスの利用が可能
- ・ 併せて、養護老人ホームが「外部サービス利用型特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能

参考 2 盲養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4）

○ 概要

- ・ 盲養護老人ホーム等は、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の 7 割を超える養護老人ホーム

○ 盲養護老人ホームの主な特徴

- ・ 以下の理由により視覚障害の特性に応じた職員配置
 - * 一般の養護老人ホームにおいては、晴眼者中心の処遇となりがちであり、視覚障害者にとって精神的な安定感が得られない声強いこと
 - * 視覚障害のある高齢者が自立した生活が送れるよう支援していく上で、視覚障害者に配慮された設備や環境のもとで点字の理解や歩行訓練の指導などに係る専門性が必要なこと

【養護老人ホーム】

（目的）

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を入所させ、この者の社会復帰の促進や自立した日常生活を送ることができるよう必要な指導及び訓練等を行う措置施設

（設置主体）

地方公共団体又は社会福祉法人

（実施主体）

市町村

（利用対象者）

市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定

（介護保険との関係）

平成 18 年 4 月の介護保険法及び老人福祉法等の改正により、養護老人ホームの入所者が、介護保険の居宅サービスの利用が可能併せて、養護老人ホームが「外部サービス利用型特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能

参考3 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）

○ 目的

- ・ 軽費老人ホームは、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する契約施設
- ・ 軽費老人ホームには、高齢者が車椅子生活となっても自立した生活を送れるよう配慮した「ケアハウス」、食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」、自炊が原則の「B型」の3類型

[老人福祉法第20条の6]

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。）とする。

(1) ケアハウス

《設置・経営主体》

地方公共団体又は社会福祉法人のほか、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の許可を受けた法人

《利用対象者》

原則として60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）

《利用料》

定められた「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」を合算した額

(2) 軽費老人ホームA型

地方公共団体又は社会福祉法人が設置、運営を行い、60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）で、身寄りのない者又は家庭の事情等によって家族と同居が困難な者が入所できる施設

(3) 軽費老人ホームB型

地方公共団体又は社会福祉法人が設置、運営を行い、60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活であって、自炊できる程度の健康状態の者が入所できる施設

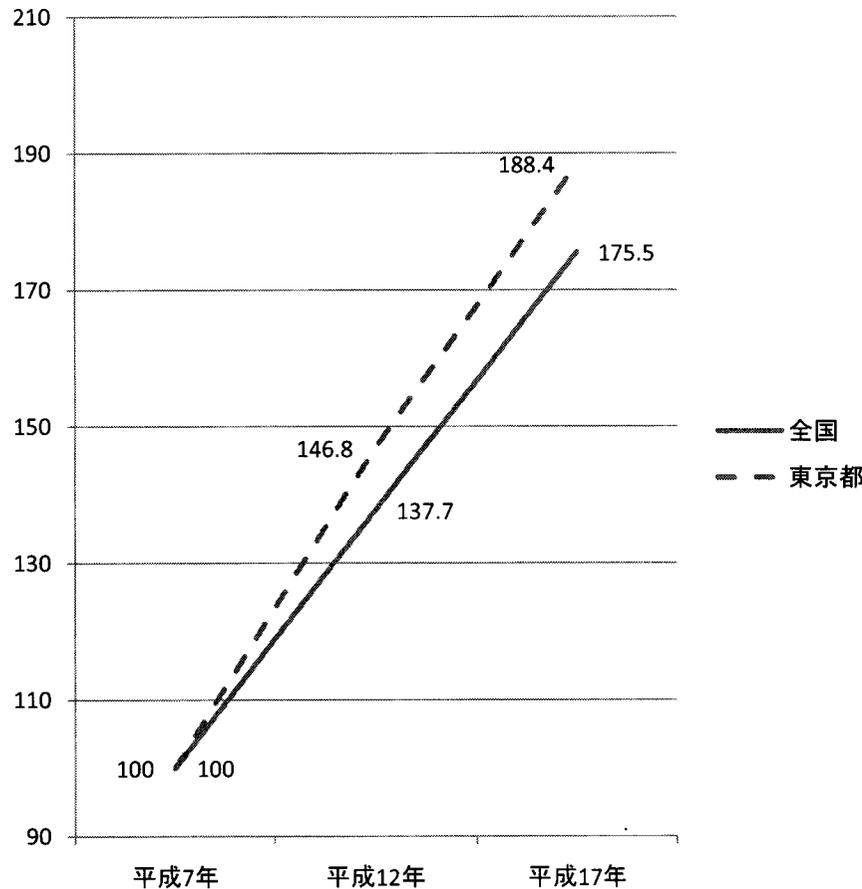
○ 介護保険との関係

- ・ 軽費老人ホームは平成12年度以降、介護保険の居宅サービスである「特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能

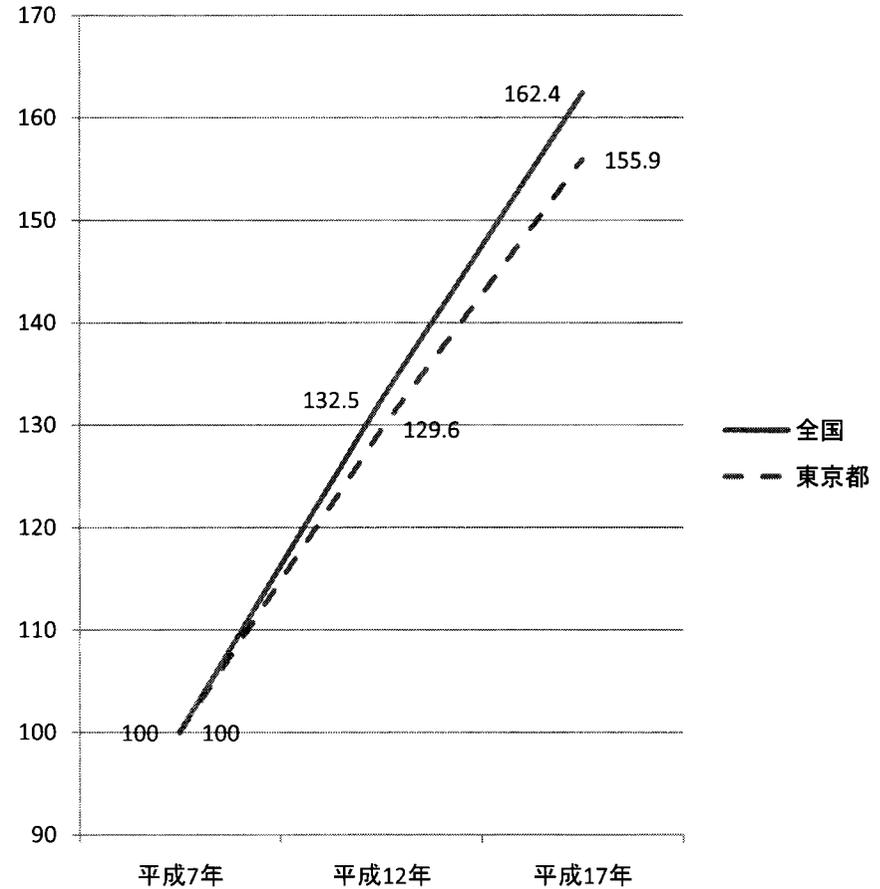
高齢者世帯の状況

高齢者世帯の増加率については、単身、高齢者のみ世帯とも大幅な伸びを示している。なお、高齢者のみ世帯の増加率については、東京都が全国平均を上回っている状況である。出典：国勢調査（総務省統計局調べ）

高齢者単独世帯の増加率
(平成7年を100とした場合)



高齢者のみ世帯の増加率
(平成7年を100とした場合)



高齢者の所得の状況（単身高齢者の年間所得）

単身高齢者の年間所得状況については、最も多い所得階層の低下が見られるとともに、全体の半数が年収150万円未満（1ヶ月当たり12.5万円未満）である。
 出典：国民生活基礎調査（厚生労働省統計情報部調べ）

